

令和5年

第1回忠岡町議会定例会会議録

第3日

令和5年3月24日

忠岡町議会

令和5年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和5年3月24日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		住民部長	谷野 栄二
	明松 隆雄	住民部次長兼生活環境課長	
健康福祉部長	泉元 喜則		新城 正俊
産業まちづくり部長	村田 健次	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和5年第1回忠岡町議会定例会議事日程(3日目)について、ご報告申し上げます。

- 日程第1 議案第4号 忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
- 日程第2 議案第5号 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第3 議案第6号 手数料条例の一部改正について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
- 日程第4 議案第7号 忠岡町公民館条例の一部改正について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第5 議案第8号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第6 議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第7 議案第10号 忠岡町働く婦人の家条例の廃止について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)
- 日程第8 議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第10号)について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
(福祉文教常任委員会 委員長報告)

- 日程第9 議案第12号 令和5年度忠岡町一般会計予算について
 議案第13号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
 議案第14号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計予算について
 議案第15号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
 議案第16号 令和5年度忠岡町下水道事業会計予算について
 (予算審査特別委員会 委員長報告)
- 日程第10 議案第17号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第11号)について
 日程第11 議案第18号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第12号)について
 日程第12 意見書第1号 新型コロナ対策に対する意見書の提出について
 日程第13 意見書第2号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
 日程第14 意見書第3号 消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出について
 日程第15 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 日程第16 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長(和田 善臣議員)

日程第1 議案第4号から日程第8 議案第11号までの8件の議題について、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1 議案第4号から日程第8 議案第11号までの8件を一括議題といたします。

本件に関し、2月28日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会の委員長の報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、松井匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長(松井 匡仁議員)

議長。

議長(和田 善臣議員)

松井議員。

総務事業常任委員会委員長(松井 匡仁議員)

議長のお許しを得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

去る2月28日の本会議におきまして、本委員会に付託されました3件の案件については、3月2日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配布いたしております議事概要版のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第4号 忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・賛成討論・反対討論があり、賛成多数で可決されました。

反対討論といたしましては、「個人情報を勝手に利用しないように決めているのが、忠岡町の個人情報保護条例です。しかし、国のデジタル改革関連法は、国・自治体の個人データを企業に開放し、利益につなげるものとして、各自治体にある独自の個人情報保護条例を一旦、リセットさせる形になります。忠岡町は、今回の条例改定では、個人情報を民間事業者へ提供することはできませんが、近い将来、民間事業者へ個人情報を提供する条例改定が行われることが予想され、匿名化など加工された個人情報が民間の利益を目的としてデータ提供されるおそれがあり、個人情報の漏洩の危険性もあります。以上のことから、この議案については反対をいたします」との意見がありました。

一方、賛成討論といたしましては、「全国的な共通ルールということで、忠岡町だけが特段に大きな影響があるとは考えにくいので、本条例については賛成をいたします」との意見がありました。

続きまして、議案第6号 手数料条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

続きまして、議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決をされました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案について報告を終わります。

令和5年3月24日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（和田 善臣議員）

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、前川和也議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

委員長。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

2月28日の本会議において、本委員会に付託されました6件の案件については、3月3日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いました。その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配布しております議事概要版のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

なお、審議に当たって、議案第7号 忠岡町公民館条例の一部改正について、及び議案第10号 忠岡町働く婦人の家条例の廃止については、内容が重複する部分がありましたので、一括質疑に付されました。

議案第5号 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

議案第7号 忠岡町公民館条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・反対討論・賛成討論があり、賛成多数で可決されました。

反対討論としては、「時代に合わないからといって働く婦人の家を廃止することは、サークル登録でない女性を施設の利用から排除することにつながるため、条例の大きな変更は認められない。男女共同参画の推進、ジェンダー平等社会の実現に逆行する行為であり、時代に合わないのは、むしろ忠岡町のほうである。よって、この条例案に反対する」という意見でございました。

一方、賛成討論としては、「性差で区別し、女性を優遇するというのは、むしろ逆差別、男性に対する差別であり、男女平等に反する行為である。町としては、これまでの、性差に基づく施設使用料の減免等、施設利用における男女不平等をなくすという方向で取り組むための条例改正であるので、本条例改正案には賛成する」という内容でございました。

議案第8号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があつて、全会一致で可決されました。

議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正については、委員会記録のとおり、

理事者からの説明の後、質疑応答がありまして、全会一致で可決されました。

議案第10号 忠岡町働く婦人の家条例の廃止については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・反対討論、そして賛成討論がありまして、賛成多数で可決されております。

反対討論としては、「働く婦人の家は、女性の社会参加や男女共同参画社会のための地域の拠点施設であり、利用料の減免制度がある。公民館に一本化されたら、サークル登録できない女性たちを利用から排除することになる。働く婦人の家の廃止を審議する委員会には、当事者である女性労働者や関係者を入れていないのは大問題であり、廃止ありきの方針決定は、女性が置かれている現状の認識不足であり、男女共同参画社会の推進に逆行するので反対する」という内容でございました。

一方、賛成の討論としては、「DV被害や所得の低さ等、女性が社会的弱者にあることは確かだが、女性という理由で女性を優遇するのは逆差別である。社会的弱者にある女性の救済等については、別の施策で進めるべき問題であり、低所得者への対応に男女は関係ない。全ての住民が平等に利用できる施設づくりを目指し、むしろ性差別的であった「働く婦人の家」を廃止する町の姿勢は、本来の男女平等にそぐうものであるので本条例改正案には賛成する」という内容でございました。

議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案について報告を終わります。

令和5年3月24日、福祉文教常任委員会委員長、前川和也。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長（和田 善臣議員）

それでは、日程第1 議案第4号 忠岡町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、討論を行います。討論ございませんか。是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

反対討論です。

議案第4号、忠岡町個人情報の保護に関する法律の施行条例の制定について、日本共産党の反対討論を行います。

この議案は、一昨年5月に成立したデジタル関連法の中に、個人情報保護法の改正も含まれ、それを受けての提案となっています。議案の問題点は、付託された委員会で我が党議員が討論で、国・自治体が保有する個人データを企業に利活用させるために個人情報の保護についてのルールをつくるというもので、プライバシー権の侵害の拡大が大きな問題であることを指摘しました。

私は少し補足をしたいと思います。どうして自治体の条例を個人情報保護法の施行条例に振り替え、現行の忠岡町個人情報保護条例を廃止するのかという根本問題であります。普通は法律に基づいて自治体が条例をつくり、自治体が独自に規定する形をとることが多いのですが、個人情報の具体的な取扱いについて自治体に具体的な条例をつくらせないところに地方自治体の条例制定権を侵すものであります。自治体がばらばらに作成した個人情報保護条例では、2000個問題という様々な違いがあり、利活用の障害になるから、1つの法律に統合した施行条例にしたものです。

個人情報保護法の改定では、本人の同意なしに自治体が持つ個人データが利活用されます。個人情報保護条例に関わるのは、主にプライバシー権です。しかも、法も条例もプライバシー権を含む基本的人権を守ることを宣言せず、守るべき範囲を個人の権利・利益の保護というものに狭めました。大きな問題であります。個人情報は個人のものであり、地方自治体も国も個人情報を預かっている状態にあります。したがって、国も地方自治体も個人情報の保護に責任があり、基本的人権を擁護する責任を負っています。しかし、個人情報保護法には基本的人権を守る規定がありません。これは自治体が持ってきた個人情報保護条例からの大きな後退であります。

また、要配慮個人情報、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他不当な差別・偏見、その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を有する者については、今までは自治体が収集してはならないことになっていました。例外規定はありましたが、それは部分的でありました。忠岡町の個人情報保護条例にも現行あります。しかし、個人情報保護法は、要配慮個人情報の収集には何の規制も設けず、活用については法律の範囲という制限を設けたただけであります。集めてはならないという前提の下で例外規定を部分的に認めるのと、収集には制限をかけないで活用には制限をかけるというのは明らかに違います。全ての住民の要配慮個人情報を基本的には集め、蓄積していくことに何の制限もないということになってしまいます。行政がどのような要配慮個人情報を収集しているかは、住民は知り得ません。要配慮個人情報は、集めること自体に問題があったので収集してはならなかったはずです。

また、個人情報のオンライン結合について、忠岡町の個人情報保護条例では現在、結合するのは収集目的に反するので結合してはならないとなっておりましたが、個人情報保護

法はオンライン結合については何の規制もしていません。個人情報のオンライン結合にこそ、このデジタル関連法案をつくった目的があったわけであります。

また、もう1つ問題は、政府の個人情報保護委員会が民間を対象にこれまでしていましたが、今度は国の行政機関や自治体をも監視、監督することとなります。保護委員会の所管や権限が拡大されたということではありますが、その中身はまだ明らかではありませんが、忠岡町の保護審査会に対して、また忠岡町に対して様々な権限が制限されていくのではないかと、監視体制が強まるのではないかとということが大変心配されます。

このように、個人情報保護をないがしろにし、プライバシーを侵害するおそれのある個人情報保護条例の今回の制定は認められるものではありません。国民の基本的な人権を守るために個人情報を保護する責任が地方自治体にはあります。そのことをぜひ自覚していただきたいと思います。

以上で反対討論といたします。

議長（和田 善臣議員）

続いて、賛成討論はございませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

では、賛成の立場で討論、意見を述べさせていただきます。

先ほどの反対側の討論の趣旨、非常に私も納得しておりますし、今回の国側のこの個人情報の保護に関する法整備というのは、私自身も一個人としては非常に不満を感じている国民のうちの1人です。

しかしながら、以前にも「悪法もまた法なり」ということを言ったことがあると思いますが、一旦法律が施行されてしまいましたら、それもまた法律で守らなければいけないルールということになります。忠岡町議としては、忠岡町という自治体がきちんと法にのっとった業務をする上で必要な条例整備というのをしていかなければならない責務でもあります。

今回のこの条例制定というのは法律施行条例ですので、国の定めた法律を運用していくためには、これを制定しない限りできないということもありますので、この今回の条例制定には賛成させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第4号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(和田 善臣議員)

起立多数であります。よって、議案第4号は可決されました。

議長(和田 善臣議員)

続いて、日程第2 議案第5号 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

続いて、日程第3 議案第6号 手数料条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

続いて、日程第4 議案第7号 忠岡町公民館条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。二家本議員。

5番（二家本英生議員）

議案第7号、忠岡町公民館条例の一部改正について、日本共産党の討論を行います。

働く婦人の家の使用料を公民館条例に記載するというものですが、働く婦人の家条例施行規則には減免対象者として勤労女性や勤労家庭の主婦などがありますが、公民館条例施行規則にはその文言がありません。今まで働く婦人の家の施行規則で減免対象になっている方が減免を受けられなくなるという影響が出てきます。

また、近隣市に比べ公民館の利用料も高いため、厳しい条件をクリアし、登録しているサークルが多く使用している現状であり、サークル登録をできない住民が使用できる状況ではありません。

委員会の中で、利用料の見直しも今後検討するという答弁がありましたが、時期については明示されていません。住民の方が広く利用できるように、利用料の引下げ、そして働く女性が集える場所の保障を求めて、この条例案には反対いたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

続いて、賛成討論はございませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

すみません、じゃあ、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど福祉文教常任委員会委員長報告の賛成側の意見でもありましたとおりで、今回のこの働く婦人の家の廃止にまつわる条例改正案ですね、これについては本来の男女平等にそぐう内容というものであります。これまでがむしろ男女差別的な状態であったわけでして、女性を優遇するという自体、逆に男性に対する差別です。また、働くのは女性だけではありません。男女同じです。

もう1つ言いますと、優遇するという部分ですけれども、つまりはげたを履かせるという部分ですけれども、以前、医学部の入試問題で男子受験生にげたを履かせるという問題が報道されたことがあります。あの一件でもお分かりのとおり、げたを履かせるということ、つまり優遇するというのは、その時点で能力で劣っているということを認めることでもあります。それを女性自身に当てはめるというのは問題があるかと思います。

今回、公共施設の使用において、男女差別なく平等に広く住民が使える施設にしていくという目的で、今回のこの条例改正がなされてますので、本来の男女平等にそぐう内容のものであると。むしろ、本来の形に戻ったと言うべきものでありますので、賛成させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に討論ございませんか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野隆子議員）

反対の立場で討論させていただきます。

先ほどからも言うていますように、働く婦人の家条例には使用料の減免対象に勤労女性や勤労世帯の主婦などがありますが、公民館条例にはこの減免の使用料の対象にはならない、そういった内容の条例案であります。

働く婦人の家は、そもそも女性の自立と社会参加に欠かせない施設であります。また、男性に対しての差別だというご意見もありましたが、現在、男性が使えていないのかというと、使えております。ですので、そこは女性だけが使える施設でないということは言わせていただきます。

忠岡町は、議会への説明において、公民館条例と働く婦人の家条例では利用料減免の対象が異なるにもかかわらず、働く婦人の家を廃止しても影響はないと、このように説明しておりました。利用料が多い方で年間8万円以上の負担増になる事例を、我が党、是枝議員が示しますと、町は影響があると、このように認めざるを得ませんでした。住民の痛みを何と考えているのかという姿勢であります。

そして、代替施設もなく、公民館のクラブや社会教育団体ではなく、一般女性を施設から締め出すことになり、男女共同参画、そして女性の地位向上の取組に逆行する議案第7号の公民館条例の一部改正については反対といたします。

これにつきましては、忠岡町と教育委員会にも女性が集える場の保障を求めると、そういったことで反対討論といたします。

議長（和田 善臣議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を起立にて採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第7号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第5 議案第8号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第6 議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第7 議案第10号 忠岡町働く婦人の家条例の廃止について、討論を行います。討論ございませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。反対討論ですか。

5番（二家本英生議員）

反対討論です。

議案第10号、忠岡町働く婦人の家条例の廃止について、日本共産党の討論を行います。

男女雇用均等法が1986年4月に施行されてから、時代に合わせて3度改正されていますが、30年以上経過した中、男女の雇用機会はまだまだ均等ではありません。給料の格差、昇進の格差などは改善されていません。ジェンダーギャップ指数2022年度では、経済部門で146か国中121位となり、収入の格差、管理職の女性割合など改善されていないという結果も出ています。内閣府の男女共同参画局でも、女性応援ポータルサイトはあるものの、男性応援ポータルサイトは設置されていません。これが男女間の格差についての現実であります。だから、働く婦人の家に代わる施設の設置が必要ではないでしょうか。しかし、忠岡町は問題解決の方法も示されていません。

また、働く婦人の家の廃止については、当事者である女性労働者や労働関係者が委員に入っていない委員会で審議され、廃止の答申が出されたのは大きな問題であります。新たな女性センター及び男女共同参画センターが設置されないまま、働く婦人の家を廃止するのは、忠岡町の女性応援施策の後退であると言えます。

よって、この条例案には反対いたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に討論ございませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

賛成の立場で討論させていただきます。

主な内容は先ほどの議案第7号で述べさせていただいた賛成討論の中身と同じです。ただ、補足させていただきますと、減免措置につきましてですけれども、社会的弱者というのは女性だけではなく。ですので、社会的に弱い方、低所得の方々であったりとか、そういう方々を減免措置するのであれば、男女関係なく平等な観点からしていくべきであるということです。また、特定の住民を何らかの条件で優遇するというのであれば、それはまた利権、既得権益を生み出すものになります。全ての住民が不公平感、不満を抱かないように、行政、税金の恩恵を等しく受けれるように行政サービスを提供するというのは基本でありますので、この条例案に賛成させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に討論ございませんか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。反対討論。

12番（河野 隆子議員）

はい、反対討論です。

議長（和田 善臣議員）

どうぞ。

12番（河野 隆子議員）

働く婦人の家の廃止であります、これを廃止することによって利用料が発生するということでもあります。文化会館のサークル登録をすれば、減免対象となりますけども、例えば男女平等の学びの場、また学習グループやボランティアグループが少人数、例えば3人程度の集まりでサークル登録ができるかということ、できません。特定の不公平感と言いますけれども、その少人数の方々が使う集いの場、それを奪ってしまうということに、この廃止することによってそういうことになるわけであります。

私たちは、やっぱり廃止するなら、当事者の意見をまたしっかり聞くと。この審議会にはそういった方が入っていません。それは大変問題ではないかというふうに思っています。忠岡町と教育委員会に、働く婦人の家ですね、この存続と、女性が集える場、忠岡町の中ではそういった集える場がありません。もう文化会館しかないんですね。ですから、やはりそれを守って、保障を求めて、そして女性が集える場を保障するということを求めまして、反対討論といたします。

議長（和田 善臣議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第10号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第8 議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第9 議案第12号 令和5年度忠岡町一般会計予算について、議案第13号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議案第14号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計予算について、議案第15号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第16号 令和5年度忠岡町下水道事業会計予算について、以上、5件一括して議題といたします。

本件は、去る2月28日第1回定例会において、予算審査特別委員会に付託し、審査されました。

ただいまから、河瀬成利委員長より、審査の結果報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

予算審査特別委員会委員長（河瀬 成利議員）

それでは、議長のお許しを頂きまして、ただいまから予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、令和5年2月28日開会の第1回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました令和5年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算についての審査の経過及び結果について、会議規則第41条第1項の規定によりご報告申し上げます。

委員会は、3月13日、15日、16日、17日の4日間にわたり、議案説明のため町長、副町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算について、慎重に審査を行いました。

出席委員は、勝元由佳子委員、北村孝委員、二家本英生委員、三宅良矢委員、前川和也委員、そして私、河瀬成利とオブザーバーとして和田善臣議長の出席の下、審査を行いました。

各会計の予算高は、既に議員各位に配布されています予算書のとおりであります。

まず財政課より令和5年度の当初予算の特徴について説明がありました。

令和5年度一般会計当初予算（案）は、前年度当初比10.5%増の83億2,725万9,000円になるとのことです。

一般会計当初予算の歳入でございますが、主要な項目を挙げますと、町税は、前年度比3.1%増の23億7,711万7,000円の見込みとのことです。

地方消費税交付金は、前年度比9.9%増の4億1,200万円の見込み、地方交付税については、前年度比3.9%増の20億400万円の見込み、国庫支出金については、前年度比25.3%減の8億2,944万円の見込み、府支出金については、前年度比3.8%増の5億8,287万8,000円の見込み、寄附金については、前年度比15%増の2億3,000万4,000円の見込み、繰入金については、前年度比116.6%増の3億9,745万9,000円の見込みとのことです。

町債については、臨時財政対策債が前年度比55.8%減の4,600万円だったものの、全体では前年度比105.8%増の10億7,230万円の見込みとのことです。

一方、歳出においては、主要な項目を挙げますと、議会費が前年度比18.6%増の1億3,105万9,000円、総務費が前年度比65.3%増の16億3,401万円、民生費が前年度比8.3%減の30億7,304万4,000円、土木費が前年度比2.7%増の6億8,517万6,000円、消防費が前年度比8.1%増の3億7,375万5,000円、教育費が前年度比65.3%増の8億6,658万6,000円と、全体的に増加しております。

性質別においては、人件費が前年度比1.8%減の15億8,773万2,000円の見込み、扶助費が前年度比7.7%増の13億6,445万4,000円の見込み、公債費が前年度比2.7%増の7億7,699万7,000円の見込み、物件費が前年度比9.2%増の13億6,464万8,000円の見込みとのことです。繰出金は前年度比7.2%増の8億4,129万4,000円の見込とのことです。

普通建設事業費については、前年度比52.7%増の13億8,516万6,000円の見込みとのことです。増加の主な要因は、シビックセンター等ESCO事業及び町民運動場改修工事などによるものです。

また、財政収支見通しでは、令和4年度の見込みについては、この3月補正見込みも含

めた最終現計予算としており、1億円の収支不足となっております。令和5年度については、町税や税関連交付金、地方交付税などが増となる見込みとしているものの、歳出において、介護給付・訓練等給付費などの扶助費や電気・ガス代の高騰による物件費の増などにより、財源不足が1.8億円となっております。令和6年度以降については、令和5年度の当初予算の各推計条件に基づき見込んでいることから、収支不足が発生しており、不足額は財政調整基金を繰り入れて、収支調整する見込みとなっております。令和7年度以降、大規模な公共事業も見込んでいないことから、緩やかに収支改善していくと見込んでおります。

各会計予算の説明後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の経過など詳しい内容につきましては、委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

それでは、討論で各委員から出されました意見と要望であります。

まず、前川和也委員の意見を述べます。

令和5年度当初予算案について、呈祥会・大阪維新の会の意見を申し上げます。

先日よりマスクの着用が個人の判断に委ねられ、再来月より感染症法上の2類相当の扱いであった新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと同じ5類へと引き下げられることになっております。徐々にコロナ禍以前の生活が戻りつつありますが、本町としましては健全なる財政運営を通じ、忠岡町に活気をもたらすべく、これまで以上に施策を展開していくことが求められます。

新年度の予算編成における重点ポイントとして、子育て支援の充実、公共施設等の老朽化対策、高水準が続く経常経費の抑制、これらが挙げられます。

子育て支援の充実においては、東忠岡認定こども園の開園、子育て支援センターの開設といったハード面が整備され、統合型校務支援システムの導入、学校給食栄養管理システム導入といったソフト面の充実に取り組み、併せて妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制を構築する様々な施策に予算措置がなされています。

公共施設等の老朽化対策については、人口減少が加速していくことによる世代構成の変化により、子育て、教育施設、保健福祉施設、様々な公共施設におけるニーズが変化していきます。その変化に合わせ、施設規模の見直しや既存施設の利活用や再編整備を行い、ニーズに応えていくための取組がなされていくという内容になっております。

高水準が続く経常経費の抑制については、昨年度の予算編成時にも導入されました経常経費における枠配分方式が継続となっております。超人口減少社会を見据え、これらに力点を置いた予算編成であることは評価をしたいというふうに考えております。

ただ、注意をしていかなければならない点としましては、E S C O事業や町民グラウンド改修事業に向け、過去最大規模の予算編成の要因ともなっております多額の町債発行による地方債です。温室効果ガス、限られた行政財産の活用という観点では、どちらも大変

重要な事業ではありますが、大きな事業であればあるほど、それだけ丁寧な説明を町民、議会に求め、また限られた財源の中、持続可能な行財政運営を行うには選択と集中を大胆に行い、財政バランスを取っていくことを強く求めるものであります。

社会の情勢は日々変化しております。コロナは徐々に収まりつつありますが、物価高騰がまだまだ続き、厳しい生活を強いられることも想定されます。事業の優先度合いを見定め、メリ张りのついた財政運営をしていかなければなりません。

以上、いろいろと申し上げましたが、ごみ処理事業の改革を初め諸施策を実施されていることを評価し、5年度の施政も着実に運営されますことを期待しまして、令和5年度の全ての予算案に賛成といたします。

続きまして、三宅良矢委員の意見を述べます。

令和5年度予算につきまして、無所属の会を代表して意見させていただきます。

議会は報告追認機関ではございません。しっかりとそのことを再認識してください。補助金や助成金は取りに行くだけでは駄目です。つくりに行ってください。令和5年度予算に賛成します。

続いて、勝元由佳子委員の意見を述べます。

改革忠岡から意見を述べさせていただきます。

この3日間、令和5年度予算案の各事業等について審議してまいりました。各事業に対する細かな指摘点については委員会で述べたとおりです。

まずその中で、今回の予算案審議の中で見えてきた忠岡町政の問題等も含め、来年度の取組として特にお願いしたい事項について、先に何点か申し上げさせていただきます。

忠岡町のセキュリティ、危機管理意識の問題について。

従前から役場庁舎内への監視カメラの設置を求めてきたところですが、来年度、令和5年度も予算措置はしていただかず、監視カメラを設置する意思が見受けられませんでした。加えて、この予算委員会においても、幼保、小・中学校のセキュリティ対策についても確認したところ、新たに完成した東忠岡地区認定こども園にのみ監視カメラが設置されているのみで、小・中学校には監視カメラの設置はありませんでした。昨今の犯罪事例から見ても、最も安全を配慮されるべき子どもたちの教育現場ですら、安全を確保するためのセキュリティが図られていないという実態が分かり、本町のセキュリティ意識、危機管理意識の低さ、欠如について非常に問題を感じています。

庁舎内への監視カメラの未設置も含め、こうした意識の低さ、欠如というのは、本町が社会から犯罪、悪を排除するという真っ当な意識、正義感が欠如している実情を表しているとも言えます。社会、忠岡町から犯罪・悪を排除し、住民も子どもたちも、そして庁舎内で働く本町職員も、全ての人々の安心・安全のためにも町施設への監視カメラ設置と危機管理意識の向上を直ちに図っていただくことを強く要望いたします。

2点目、町政、税の恩恵の公平性について。

これも予算委員会で述べさせていただいた点ですが、これまでの町政運営を見ていますと、一部の特定の住民、業者等が町政の恩恵にあやかり、町政から遠く離れた一般の多くの住民は町政の恩恵を感じられないといった面が多分にあったと思います。本委員会の中でもそうした見直し、意識改革を全庁的に求めたところですが、あらゆる面において一部の住民等が町政、税の恩恵を特に受け、一方で、その恩恵にあずかれていない多くの住民が不公平感、不満を感じる事のない公平な町政運営を行っていただきたい。併せて、今までの古き悪しき慣習、これまでの当たり前を改めて行っていただきたいと要望させていただきます。

3点目、個人情報保護やジェンダー意識を含む町政内の人権意識の向上、また町内の人権意識の向上についてです。

本町役場が、住民の個人情報が町内外に流れる発信基地、中継地点になってはいけません。また、いまだ本町政内では男目線、男社会の発想、意識が根強く残っていることを強く感じています。男女共同参画を目指し、住民の意識啓発をする立場にある町政関係者が人権意識の低い状態にあるのは問題であると感じています。何より個人情報の保護がきちんと担保されないと住民は安心して役場・行政を利用できません。全ての住民が自身や家族等の個人情報を他人に知られないか不安を感じることなく、行政サービス、特に家庭内の問題等について安心して本町の支援、サービスを受けることができるよう、また忠岡町内が住みよいまちになるよう、人権意識の向上を図っていただきたいと要望いたします。

4点目、町組織の改善についてです。

こちらは今述べた3点の問題点、要望については、予算書でいうならば職員給与、人件費に該当する部分になるかと思えます。

本町予算の歳出のうち、例年最も大きな割合を占めているのが、ほかでもない人件費、つまり職員給与等の部分です。令和5年度一般会計当初予算案においても人件費が19.1%と歳出の5分の1を占め、最大の割合となっています。人事部局や私、当職がこれまでに実施した若手・中堅職員を対象にしたアンケート調査結果からも、役場組織の問題点、特に人事部局を含む幹部職員の問題点等々が見えてきます。特に町長、副町長を筆頭に人事部局は下位の職員の方々の声に真摯に耳を傾け、人員不足、人員配置、人材育成、そして職員の賞罰等々、今ある役場組織内の問題を1つでも根本的に解決、改善するよう努めていただきたい。また職員アンケートの中に、回答の中に「これまで忠岡町が隠してきた問題、課題がもはや隠し切れなくなっている」という回答がありました。忠岡町役場が一体何をどこまで隠しているのか、我々住民には分かりませんが、間違いなく、「これまでの忠岡町の当たり前は当たり前ではなくなってきている」、このことだけは確かだと思います。これまで忠岡町が放置してきた様々な問題、課題が今、急に一気に噴出し始めた感は否めません。そうした変革期とも言える今の忠岡町の現状を、杉原町長以下役場組織全体で認識し、一刻も早く解決に向けて取り組んでいただきたいと思えます。そして、

その結果として質の高い行政サービスが我々住民に反映、還元されるよう強く要望いたします。

以上4点を来年度、令和5年度の忠岡町の取組として要望させていただきます。

一方、来年度、令和5年度予算案のうち、問題と思われる事業について述べさせていただきます。

令和5年度は約6億円規模のシビックセンター等ESCO事業、また約3億6,000万円規模の町民グラウンド改修事業といった、忠岡町の財政規模から見て巨額の事業が盛り込まれています。

特に町民グラウンド改修事業については、グラウンドの水はけ改善は全く否定しませんが、その予算額が問題であり、財政難の本町の身の丈に合っていない事業と言わざるを得ません。また、本予算委員会において各部局の様々な予算について指摘させていただきましたが、数十万円、数百万円単位の事業費用についても細かくチェック、審査させていただきました。住民の暮らしに必要な行政サービス、支援すら行き届いていない中、グラウンド改修という、急務でもなくかつ住民、グラウンドを利用する一部の住民にしか恩恵のない事業に億単位の巨額の予算をつけることは、到底全ての住民の理解、多くの住民の理解を得られるとは思えません。税金は町民グラウンドを使う住民の方からも、また全く使わない、町民グラウンドと全く縁のない住民からも等しく徴収しています。巨額の公費を投じるのであればまた、広く住民全体に恩恵が行き渡る事業をまず先に行うべきであると考えます。

また、町民グラウンドについては都市公園としての機能もあり、その在り方そのものも検討する必要があるにもかかわらず、広く住民の声を聞くことなく事業を計画、予算措置したことは、幾ら予算編成権が町長、首長の専決事項であるとはいえ、いささかやり過ぎに感じます。

また、この町民グラウンド改修事業の内容について、この予算委員会において役場側の答弁、説明が不明瞭であったため、この事業、工事の設計委託業務を受注している受注業者に直接確認したところ、様々な事実が判明しました。

まず1点目、この設計委託業務の契約期間について、これについては予算委員会でも質問させていただいて、契約期間が今年度末まで延びたことはお聞きしております。本来、今年度、12月28日までの契約終了であったはずが、グラウンド周辺の電柱の移設等々に係る追加の作業が町からの仕様書に盛り込まれていなかった。つまり町の見込み違いの部分が非常に多く、時間のかかる作業が追加で増えたことから、令和4年度末の3月31日まで契約変更になったとのことでした。

また、契約書上は今年度末までの契約期間となっているとのことですが、受注した設計業務、作業が今年度中には終わらないので来年度に持ち越されるとのことです。これについては予算委員会でも説明がありませんでしたし、また追加業務に関する契約金額変更に関

ついて、また、来年度へそもそも当該年度の事業を持ち越すについての債務負担行為等々に関する補正予算案がこの3月議会には上程されていません。こうした現状は、忠岡町がこっそりと重要な事実を隠しているとしか言いようがありません。

また、地方自治法上、債務負担行為が必要であるにもかかわらず、議会の議決を得ずにこうした行為は認められません。忠岡町のこうした行為は法違反であると指摘させていただきます。

また加えて、契約後に仕様書内容が変更になったことについても、忠岡町の入札発注の公正が問われる重要な問題であると言わせていただきます。この発注案件で入札、落札できなかった他の業者からの不満をどのように考えておられるのでしょうか。忠岡町の入札発注の公正性そのものが問われる事案であり、また住民、登録業者の信用を失墜する行為であると思います。

次、2点目、電柱の移設についてです。これについてもグラウンド周辺の電柱を移設する必要があります、それについて現在、NTTや関電等の関係業者との協議が必要で、それがまだ終わっていないということです。加えて、この町民グラウンド周辺の電柱には高圧の電気が供給されており、その電気がシビックセンターにも供給されているとのこと、この町民グラウンド改修事業を施工するに当たっては電気を止める停電作業が必要になるが、シビックセンターへの電気の供給、停電についてはまだ未確定の状態であると、そういった現状をお聞きしました。

こうした重要な諸問題がいまだ未解決であり、町が当初予定していた本事業スケジュールがかなり後ろへずれ込み、令和5年度中に完了できるのかすら分からない状態と言えます。

何より問題なのは、そうした重要な事実、つまり巨額の事業の是非を我々議員、議会が判断するための重要な情報が、この4日間の予算委員会では何一つ知らされなかったことです。そういった忠岡町役場側の議会また住民をあざむくかのような、だますかのようなそうした姿勢は到底許されるものではないと考えています。私自身は非常に憤りを感じております。

そして、町民グラウンドの改修事業においてこういった重要な事実の隠蔽的な行為が見受けられたということで、町側の説明、答弁の信憑性、信頼が揺らいでいると思います。そういう状態からすると6億円規模のシビックセンター等ESCO事業の町側の説明、答弁についても、どこまで信用していいのか分からないという状態が出てきました。少なくとも町民グラウンドの改修事業については、今申し上げたとおりの驚くべき事実が予算委員会外で出てきたことから、到底納得もできませんし、認められるものではありません。ですので、この令和5年度一般会計の内容については反対です。

一方、忠岡町の現在のこの議案、議会のシステムとして、一般会計と特別会計というのは一括採決というシステムになっております。私自身はこの町民グラウンド関係の一般会

計の部分にのみ反対ですが、その他の事業予算については賛成の立場です。つまり採決が一括というところで申し上げさせていただきますと、令和5年度一般会計、特別会計の当初予算案については反対させていただきます。

続いて二家本英生委員の意見を述べます。

忠岡町2023年度の予算案について、日本共産党の意見を申し上げます。

国の2023年度予算案は、一般会計の総額が1兆1千4百億3,812億円と過去最大で、前年度を6.3%も上回る大規模なものとなりました。過去10年間の予算の伸び率は平均1.77%、最も高い年度でも3.8%でしたから、2023年度は異例の伸び率となっています。

軍事費、防衛関係費が、防衛力強化資金への繰入分も含めて前年度より4.8兆円も増えており、これは一般会計総額の増加額6.8兆円の7割に相当しております。

この予算の最大の特徴は、異常な軍拡予算となり、そのために暮らしの予算が犠牲にされています。まさに憲法と平和、暮らしを破壊する戦後最悪の予算案にほかなりません。

「戦後の安全保障政策の大転換」を掲げて「専守防衛」を完全にながり捨てることを宣言した「安保三文書」に基づいて、5年間で4兆3千億円という大軍拡を進める初年度予算であり、「戦争国家づくり元年予算」と言うべきものとなったとのこと。敵基地攻撃能力の保有を現実のものとするための兵器を導入し、日本と世界の平和を脅かすとともに、軍拡財源のために国民に犠牲を強いるという、まさに「戦後最悪の予算案」です。

また、今国民を苦しめている物価高騰などの問題に全く無為無策の予算案となっております。歴史的な物価高騰の原因には、ロシアのウクライナ侵攻による石油や小麦価格の値上がりもあります。しかし、日本の場合はアベノミクス以来の超低金利が依然として続けられていることによる円安の影響が大きくなっています。

物価高騰から暮らしを守るために最も重要なのは、思い切った賃上げを進めることです。この間、多くの大企業は史上最高の利益を更新しています。大企業の内部留保はコロナ禍の初期に伸び悩んだのを除けば増え続け、5兆円を突破しました。日本共産党は大企業の内部留保への臨時的な課税によって、5年間で1兆円規模の財源を確保し、中小企業等の賃上げを支援することを提案しています。

また、2023年予算は、デジタル化推進を国、地方一体に、かつてなく強引な手法で押し進めるものとなっています。その要がマイナンバーカードです。デジタル田園都市国家構想の最大の目的は、どうやって行政の持つデータとサービスを企業のもうけ口につなげるかと、財界主導で具体化することです。

社会保障をめぐる動向では、政府は新型コロナの感染症法上の位置づけを5月に、季節性インフルエンザなどと同じ5類へ移行すると表明しました。これに合わせ、これまで新型コロナ対策として実施してきた各種支援制度を一斉に打ち切ります。「生活困窮者自立支援金」が2022年12月に期限を迎え、国民健康保険のコロナ傷病手当金は2023

年3月に、休業支援金・給付金や小学校休業等対応助成金は2023年5月にそれぞれ期限を迎えます。第8波で医療崩壊や、死亡者数がこれまで以上に深刻化している中で公的責任を後退させます。

介護保険では、利用料2割負担の対象拡大や老健施設などの相部屋の有料化などについて、政府は2023年夏までに結論を得るとしています。保険料の統一化の押しつけは自治体独自の保険料引下げができないなど、一層の負担増につながっています。このような状況の下、組まれた忠岡町の新年度予算です。

このような状況の下で、組まれた忠岡町の新年度予算案は、電気代・ガス代の高騰や物価高騰で、住民の暮らしと営業が大変になっているのに、町の財政調整基金が11億円にもなり、1年で5億円も積み増しされる一方で、住民の暮らしを支える新たな施策が全く見当たらないものです。

町の財政調整基金は、2021年度には6.6億円だったのに、2022年度には11.7億円にもなっています。財政が厳しいとあって、物価高騰対策や国保料、介護保険料の引き下げを求める住民の声に耳を貸そうとはしていません。

今から20年前、町財政が財政健全化団体寸前になったときに、町独自施策の廃止と職員給与カット、退職者不補充などの財政健全化計画を実施しました。財政状況がここまで好転しているのに、職員の給与は元に戻りましたが、住民の施策はカットされたままです。そのため、忠岡町の住民サービスの水準は、他市より遅れたままです。

地方自治体の役割は、住民福祉の向上であります。国・府の悪政から住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たすことが、今ほど求められているときはありません。住民の声をよく聞いて、住民の声で動く町政に改めるべきです。

2023年度、一番の問題は、忠岡町のごみ処理を公民連携の名の下に現在のクリーンセンターを廃止・撤去し、220トンもの産廃焼却施設を誘致することです。まだ使用できるクリーンセンター焼却炉を2024年3月末で火を消し廃止するため、2023年度中にごみ中継施設を建設し、2024年4月より三重県の民間産廃焼却施設に運搬、焼却委託するものです。忠岡町のクリーンセンターのところに誘致する産廃焼却施設から、ダイオキシンを初め、有害物質が排出されるにもかかわらず、事前の環境影響評価もしないのに、安全だという根拠が示されていません。町は、事業主体の事業者がすることと言って、町として環境影響の根拠なしに計画を進めています。

不安や反対意見が住民から上がっているのに、その声に耳を傾ける姿勢がありません。1月に基本協定が締結されましたが、一旦中止して、住民と協議すべきであることを求めます。

もう一つは、この4月、新年度予算では、働く婦人の家を廃止した予算案になっていることです。

働く婦人の家は、女性の自立と社会参加に欠かせない施設です。それを関係者、当事者

が入っていない委員会で廃止という答申が出され、忠岡町は公民館に吸収するという方針を決定しました。忠岡町は議会への説明において、公民館条例と働く婦人の家条例では、利用料減免の対象者が異なるにもかかわらず、働く婦人の家を廃止しても「影響なし」と説明しましたが、利用料の多い方で年間8万円以上の負担増になる事例を示し、指摘すると、町は影響はあると認めざるを得ませんでした。住民の痛みを何と考えているかという姿勢であります。代替施設もなく、公民館のクラブや社会教育団体ではない一般女性を施設から締め出すことになり、男女共同参画、女性の地位向上の取組に逆行する働く婦人の家の廃止は断じて認められません。代替え施設の設置と併せて、減免制度を実施し、女性が引き続き利用できるようすることを求めます。

予算審査の中で、町民運動場の水はけほか外周工事については、事業費が3億6,000万円にも上り、水はけの工事は私たちも求めてきた住民要求ですが、財源がスポーツ振興くじ、t o t oの交付金が最大1億円とのことですが、まだ未確定です。そうであるなら、有利な緊防債を活用できないか、時期は少し遅れても、工事の内容をよく検討することが必要ではないかと思えます。

水道料金の基本料金の減免が今年2月検針分まで全世帯に行われてきましたが、物価高騰対策として新年度も引き続き実施することを求めましたが、しないとの答弁でした。

新型コロナに続き、物価高騰に苦しむ中小企業・個人事業者に町独自の給付金の支給を求めたところ、国の交付金がないことを理由に、しないとの答弁でした。

聞こえにくい行政防災無線を責任をもって委託事業者に仕様書どおりに調整することを求めましたが、できないとのことでした。設置業者にきっちり責任を取らせることを求めます。

道路整備については、車が通る道路は4,000万円もかけてきれいに舗装するのに、歩行者の歩道の舗装については、以前から指摘しているのに全くされていません。転んで骨折することのないよう歩道の舗装を求めました。

福祉バスを手押し車で乗れるノンステップバスや反対周りのコース、土日の運行を求めましたが、財政支出が増えるからできないとの答弁でした。高齢者のお出かけを応援する福祉バスの利便性の向上を求めます。

高齢者の認知症予防にもなる加齢性難聴の方に補聴器購入の助成制度を求めましたが、効果が立証できないからしないとのことでした。

教育分野では、学校給食の無償化、就学援助の収入基準を引き上げて対象者を拡充すること、教育振興基金を活用し、町独自の大学奨学金制度の実施、緊防債を活用して学校体育館にエアコンの設置、留守家庭児童学級に正職員を配置して、遅れている忠岡の午後6時までの保育時間を7時まで延長すること、支援学級の介助員の増員、図書館に正職員の配置を求めましたが、全てしないとの答弁でした。

忠岡町の福祉センターの3階を土曜・日曜日と夜間の貸館に取り組むことを求めました

が、しないとのことでした。住民が使っていた勤労青少年ホームを壊して、多額の税金を投入して建設された施設なのに、住民が使えない施設でよいのか、利便性の向上を求めます。

忠岡町の契約の問題点については、随意契約であるプロポーザルによる事業者選定が、令和4年だけでも8件ありました。事業者丸投げになり、内容と選定過程が不透明であります。契約は原則入札によることを求めます。

国保会計では、毎年、黒字続きで国保会計の基金に6,000万円もたまっているのに、さらに新年度に1,000万円積み増しして7,000万円にもなるのに、新年度の保険料が9.9%もの値上げは認められません。国保の基金や一般会計からの繰入で、所得の2割を超える高い国保料を引き下げを求めます。

介護保険会計では、高い保険料なのに利用料の1割負担が重く、介護認定は下げられ、また受たいサービスが受けられなくなっています。介護準備基金には6,800万円も積み立てしています。今すぐにでも1人当たり1万円以上の保険料引き下げができるのに、引き下げはしないとの答弁でした。引き下げを求めます。

後期高齢者保険会計では、高い保険料の町独自の減免制度を求めましたが、できないという答弁でした。これも引き下げを求めます。

下水道会計では、高い下水道料金を引き下げを求めます。

このように、忠岡町には住民要求に応える姿勢が見られません。2023年度新年度予算について、私ども日本共産党議員団は、忠岡町は財政に余裕が出ての11億円もの財政調整基金を活用し、物価高騰で大変な住民の暮らしを支える町財政運営を求め、反対いたします。

続いて北村 孝委員の意見を述べます。

令和5年度忠岡町一般会計及び各特別会計当初予算について、公明党の意見を申し上げます。

長引くコロナ禍に加え、急激に進む物価高騰により、町民の暮らしは大きな打撃を受けております。ウィズコロナでの社会経済活動を活発にしていくとともに、引き続き医療体制を整えておくことも重要であります。

また、コロナ禍で想定よりも早く少子化が進んでいることから、子ども医療費助成の拡充や不登校・ヤングケアラーなど困難を抱える家庭の支援の強化など、「安心して子どもを産み育てられる社会」の構築を進めていく必要があります。

妊娠期から出産・育児期まで一貫して妊婦や子育て家庭の相談に応じ、必要な支援をつなぐ「伴走型相談支援」が、公明党の推進で全国各地で始まっております。

忠岡町においても、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を充実し、経済的支援を一体として実施に向けての取組。

防災公園として機能する町民運動場の改修事業、温室効果ガスの削減など省エネルギー化、光熱費の削減に取り組むE S C O事業の取組、住民の安心・安全に暮らせる災害対応の特殊消防ポンプ自動車の更新、災害に強いまちづくりに木造住宅除却工事補助事業、そして、かねてから要望していた災害備蓄品での液体ミルクの導入、これまで保護者が持ち帰っていたおむつが4月から開園される認定こども園では園で処分をしていただけることになりました。

そして、町の存続にも関わる人口減少化問題、今後さらに町挙げて鋭意努力され取り組むことを要望し、令和5年度忠岡町一般会計、各特別会計予算に賛成いたします。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、令和5年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算については、賛成多数をもって、原案の通り「可決すべき」との結論に達しましたので、ご報告いたします。

最後に今回の審査にあたっては、4日間、多岐にわたり質疑が展開され、強い要望、厳しい指摘も多く出されました。

今後、理事者におかれましては、指摘事項等を踏まえ、引き続き、財政健全化に向けてより一層取り組みを強められるとともに住民サービスの向上にも鋭意努力を傾注されますことを、併せて強く要望いたしまして、予算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和5年3月24日

予算審査特別委員会 委員長 河瀬 成利

以上です。

議長（和田 善臣議員）

報告は、以上のおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑ないと認めます。これで質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

討論ありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

日本共産党の反対討論を行います。予算委員会での我が党議員が意見を述べていますので、補足の討論を行います。

本町の財政調整基金は、2022年度末には11億7,000万円にも積み上がっております。なぜ1年間で6億6,000万円の基金が5億円も積増しされたのか。財政が厳しいと言って、このままでは赤字再建団体に転落すると言って、岸和田市との合併を進めていた忠岡町が、住民投票により7割が反対、賛成が3割という結果となり、忠岡町は合併をせず自立のまちづくりに進みました。

合併するために健全化を特にしていませんでしたので、忠岡町は財政調整基金も底をつき、赤字の状況からのスタートでした。そこから取り組まれた財政健全化計画では、職員の給与カット、退職職員の欠員不補充、町単独の住民サービスのカット、公共施設の休館日を週2日にする、特別会計、水道会計への繰入れもカット、忠岡病院の閉鎖など約20年間取り組まれ、シビックセンターの起債の償還がこのたび完了し、大きな財政支出がなくなり、現在は財政が好転してきているという状況であります。職員のほうは元に戻ったのに住民サービスはカットされたままであります。

そして、新年度予算では物価高騰に対する町としての対策が全くなく、逆に国保料値上げなどがある新年度予算案であります。

また、クリーンセンターの敷地に産廃焼却施設を誘致する計画が新年度から進められていきます。町長はごみ処理を、広域処理を公約し目指していたはずですが、それが産廃焼却施設の誘致ということに変わってしまいました。住民説明会でも反対、不安の声が多くを占めていました。住民の声に耳を傾けるのならクリーンセンターの焼却炉の火を消さなくても、現在のクリーンセンターを稼動しながら住民と議論をするというべきではないでしょうか。

その間、三重県に忠岡町のごみを運搬して焼却するための中継施設が新年度から建設をされていきます。そして、その翌年度からは多額の金額がその事業者を支払われ、他府県への運搬ということになります。環境アセスメントもされておらず、府の許可が下りていないのにさっさと焼却炉をつぶしてしまう理由などありません。府の許可が下りるまではクリーンセンターを動かす必要があると思います。令和6年3月で閉める合理性などありません。住民の声を聞かない姿勢であります。計画は一旦中止して、住民の声を聞くべきであります。

また、働く婦人の家の廃止と、その代替施設を造らないというのは、そもそも一昨年12月の私の一般質問の答弁では「よく検討する」ということでありましたが、そういったことを反故にするものであります。議会答弁はこんなに簡単に覆されるものでしょうか。国、世界の流れに逆行する忠岡町の姿勢であります。

女性の地位が不当に低く置かれている現状を解決するには、社会システムを変えるこ

と、それとともに女性が力をつけるエンパワーメントが重要であります。リーダー的立場を経験させられてこなかった女性たちは、やはり集って、そして自主グループを自分たちで運営することでリーダー的な、そういった力を養っていかれることや学ぶというところを経験し、そして女性の意識を変えるということにつながり、それが大きな力となり、本当の男女共同参画ということにつながっていくと思います。それを行う場所が、働く婦人の家であり男女共同参画センターであります。ですから集う場所が必要である、女性のエンパワーメントを否定するようなやり方はやめていただきたいと思います。

町民グラウンドについては、水はけ工事と聞いていましたが、水はけ工事そのものは約1億2,000万円、しかし、外周工事が2億4,000万円分もあり、事業費が3億6,000万円にも跳ね上がっております。水はけ工事は町民の要求でありますので、それを先に進めるということをしなから、周辺整備については住民とよく話し合っ、新年度ではなく次年度以降にするべきではないかと考えます。

町の財政は町民のものであります。町民の声をよく聞いて進めることが大切であります。財政に余裕が出ての11億円もの財政調整基金を活用し、住民福祉の向上、物価高騰対策をすべきであることを指摘し、反対討論といたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はございませんか。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

では、反対の討論をさせていただきます。

理由につきましては、先ほどの委員長報告で私の改革忠岡の意見、報告していただきましたので、その内容に相違はありません。

補足的に申し上げさせていただきますと、予算委員会が終わってから、ここ2日ほどで教育委員会のほうから3月議会に新たに町民運動場の改修事業に係る委託業務について、来年度に繰り越したいということで議案が上程されてきてまいりました。予算委員会が終わってから、来年度の当初予算の内容を判断する上で非常に大事な情報が後になって出てくると。恐らくこの後、その議案については審議されて、そもそもの町民グラウンドの改修工事業そのものの内容であるとか、当初、予算委員会で町側が答弁、説明しておりました財源ですね。特にt o t oの補助金1億円、それ自体もらえるのかとか、そういったこと自体が揺らいできてる状態なんです。前代未聞です。

この状態で、忠岡町の来年度当初予算というのは83億2,725万9,000円と過去最大規模、そのうち普通建設事業費の増加の主な要因というのは、シビックセンターと

ESCO事業と並んでこの町民運動場の改修事業です。約3億6,000万円規模という億単位の巨額の費用が、予算が盛り込まれています。そんな巨額の事業について内容自体まだ精査できていない時点で賛成すると、今、採決を取るということ自体、議会の存在意義そのものが問われていると私は思っています。このような状態になったこと自体、私はやっぱりこの当初予算案、おかしいと思っています。

予算委員会での意見のほうでも述べさせていただきましたけれども、本町議会は一括採決ということになっていますので、一般会計とその他各特別会計一括で採決することになりますので、この町民グラウンドの改修工事事業に関するところについては反対ですが、それ以外については私は賛成ですので、本当に予算を執行していただきたいんですけれども、こういう事態になったということも含めまして到底認められるものではありませんので、反対させていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に討論はございませんか。

（なし）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第12号 令和5年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第16号 令和5年度忠岡町下水道事業会計予算についてまで、一括して起立により採決いたします。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。

よって、議案第12号 令和5年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第16号 令和5年度忠岡町下水道事業会計予算についてまでの5件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第10 議案第17号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）について、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第17号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、繰越明許費の追加であります。教育費において、小学校費で学校等における感染症対策等支援事業270万円、中学校費で学校等における感染症対策等支援事業135万円について、年度内に完了を見ないため、それぞれ翌年度に繰り越すものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 議案第18号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第12号）について、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第18号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第12号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は繰越明許費の追加であります。教育費において、社会教育費で町民運動場改修工事設計業務委託料469万7,000円について、年度内に完了を見ないため、翌年度に繰り越すものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第18号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第12号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

（「午前11時43分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後4時10分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

先刻の本会議において、福祉文教常任委員会に付託しました議案第18号について内容の審査をした結果についてを、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、前川和也議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

3月24日の本日の本会議において、本委員会に付託されました1件の案件については、先ほど委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

議案第18号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第12号）については、理事者からの説明の後に、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

審議に当たりまして、各委員から本件に対する厳しい質問やご意見が多数ありました。

特に議会への報告が遅れたことや、予算審査特別委員会の時点での説明がなかったことに対する厳しい指摘がありました。

また、組織の縦割りに対する指摘もあり、本件に対しましては全庁的に取り組むことを希望する声もございました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された1議案について報告を終わります。

令和5年3月24日

福祉文教常任委員会委員長 前川 和也

議長（和田 善臣議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 議案第18号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第12号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第18号について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

議長(和田 善臣議員)

全員起立であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

日程第12 意見書第1号 新型コロナ対策に対する意見書の提出についてを、議題といたします。

議長(和田 善臣議員)

提案者の趣旨説明を求めます。

12番(河野隆子議員)

議長。

議長(和田 善臣議員)

河野議員。

12番(河野隆子議員)

趣旨説明であります。このここに書かれてありますように、このとおりでありますので、趣旨説明は割愛させていただきます。皆様のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

議長(和田 善臣議員)

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（和田 善臣議員）

討論ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第1号 新型コロナ対策に対する意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、意見書第1号は、否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第13 意見書第2号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

意見書の趣旨説明を行います。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）です。

第8波に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大と気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は、市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に最低賃金近傍で働くパート労働者や派遣社員、契約社員などの非正規雇用やフリーランスなど、弱い立場の労働者の生活の状況は深刻である。

このような状況を打開するには賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引上げと地域間格差をなくす、全国一律へ法改正を行うことがこれまで以上に重要になっている。

令和4年、2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、大阪府では1,023円、最も低い県では853円である。毎日8時間働いても年収150万から190万円であり、最低賃金法第9条第3項の、労働者の健康で文化的な生活を確保

することはできない。地域別であるがゆえに大阪府と東京都では同じ仕事でも時給で49円もの格差がある。この地域間格差は15年で2倍に広がっている。日本の最低賃金は地域別であることが、引上げを妨げる構造的な欠陥となっている。

現行法のランク制度では、最低賃金額が低い地域では、その冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、最低賃金額が低い東京は常に低いままとなり、人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金などあらゆる生活の経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生む原因になっている。

世界各国と比較すると、日本の最低賃金は主要先進7か国の中では実質最下位となっており、世界14位まで落ち込んでいる。ほとんどの国で最低賃金制度が全国一律制を取っており、各国政府としても大胆な財政出動を行うことや公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも中小企業への具体的で十分な、使いやすい支援策を抜本的に拡充強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によってこそ誰もが安心して暮らせる社会が形成され、そのために最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引上げをしていくことが望まれる。

以上のことより本町議会は下記の項目で早期実現を政府に対して強く求めます。

- 1、政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
- 2、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
- 3、政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の命と生活を守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上が趣旨説明になります。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

討論ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第2号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第2号について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、意見書第2号は、否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第14 意見書第3号 消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

消費税5%以下への引下げを求める意見書案については、提出をもって趣旨説明とさせていただきます。議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないものと認め、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

討論ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第3号 消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第3号について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、意見書第3号は、否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第15 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務事業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、総務事業常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること

に決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第16 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。よって、福祉文教常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

本定例会に付された事件は、全て議了いたしました。

議長（和田 善臣議員）

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

去る2月28日より開会されました本定例会におきましてご提案いたしました諸議案について、慎重なご審議をいただき、ご賛同またご可決を賜り、誠にありがとうございました。本定例会や各委員会を通じまして頂きましたご意見、ご要望につきましてはこの旨を十分尊重させていただき、今後、町政運営に活かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、町民グラウンド改修工事に伴う関連予算については、議員皆様方には多大なご心配をおかけ、ご迷惑をおかけいたしましたこと、誠に申し訳ありませんでした。職員に対しましては、終始スピード、決断、モットーのこと、また今一度、報告・連絡・相談を怠ることがないように指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、来月から新年度がスタートいたしますが、住民に寄り添い、誰もが幸せを実感できる忠岡をつくるため、職員一丸となり頑張ってまいりますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様方におかれましては、本定例会が任期最後の定例会となりましたが、在任中の町政発展における多大なご功績に対しまして心より敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

来月23日に予定されております町議会選挙に立候補をお考えの議員の皆様方におかれましては、必勝を期し、ご健闘いただきまして、再び議場でともに忠岡町の発展のため議論できますことを期待申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして令和5年第1回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午後4時29分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年3月24日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 小 島 みゆき

忠岡町議会議員 二家本 英 生